

大和市告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市まごころ地域福祉センターにおける地域支援事業の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月11日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 社会福祉法人大和市社会福祉協議会
会長 高橋 政勝
- 2 受託者の所在地 大和市鶴間一丁目25番15号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで